

平成28年度北九州市バイオマス有効活用検討会参加募集要項

1 事業の目的

本市は、市民生活・産業活動といった地域を支える観点から低炭素・安定・安価なエネルギーを供給することを目的に「北九州市地域エネルギー拠点化推進事業」に取り組んでいる。

昨年度開催したバイオマス検討会を踏まえ、市域の木質バイオマス量に見合った小規模木質バイオマス発電（電熱併給）の導入を目指すこととする。それにより、地域内バイオマスの有効活用が図られ、間伐材等の未利用バイオマスの継続的な利用促進にも繋がることに加え、電気・熱の利用先を想定している産業部門のCO₂の削減にも資するものである。

また、地域内未利用バイオマスの有効活用は、地産地消推進による新たなバイオマス産業の成長や市内産業（林業、産廃業）の成長、バイオマスサプライチェーン構築による省コストに資する重要なものである。

については、国、県、市、地元関係者、バイオマス供給者、利用者（事業者）からの幅広い意見や助言をもらうとともに、関係者のマッチングを図り相互協力体制の構築や、小規模バイオマス発電所の導入実現に向け進めて行くことが有効であると考え、昨年引き続き「平成28年度北九州市バイオマス有効活用検討会」を設置し官・民での検討を進めていくための参加者を広く募集することとしました。

【ご注意】

検討会の中で検討を行った内容について、必ずしも具体化するものではありません。

2 応募資格

(1) 応募者は、次の要件を全て満たす企業とします。

ア 北九州市域の木質バイオマスを活用する小規模バイオマス発電(電熱併給)を市内に導入することに関心があること。または、市内での木質バイオマスのエネルギー利用に関する事業化に関心があること。

イ 当該検討会で議論できる総合的な企画力、技術力、知見を有していること。

ウ 国内外で、バイオマスまたはエネルギーに関連する業務に関わった実績または、知見があること。

(2) 次のア・イのいずれにも該当しないこと。

ア 次の申立てがなされている者。

(7)破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(4)会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て

(5)民事再生法第21条の規定による再生手続きの申立て

イ 次に該当する者。

- (ア)役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- (イ)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (オ)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (カ)暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

※上記の応募資格を満たしている応募者に対しては「第1回平成28年度北九州市バイオマス有効活用検討会」の案内を送付いたします。資格を満たしていないと判断した場合には、検討会に参加できない旨を通知いたします。

3 スケジュール

- (1) 募集要項の配布 平成28年9月14日（水）から平成28年9月26日（月）
- (2) 参加申込受付期間 平成28年9月14日（水）から平成28年10月11日（火）
- (3) 会議の開催案内等通知（電子メールにて） 平成28年10月13日（木）
- (4) 第1回平成28年度北九州市バイオマス有効活用検討会
平成28年10月21日（金）会場は北九州市内

※参加申込受付の締切は、「役員名簿」の提出を平成28年9月26日（月）、全体を平成28年10月11日（月）必着です。

※なお、本募集要項における書類の配布、受付等については、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時15分までとします（正午から午後1時までの時間を除く）。

4 募集要項及び参加申込書の配布

募集要項及び参加申込書は、北九州市ホームページへ掲載するとともに、北九州市環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課にて配布します。

（募集要項及び参加申込書配布窓口）

北九州市環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課 政策係

住所：北九州市小倉北区城内1番1号 市役所本庁舎10階

電話：093-582-2238 FAX：093-582-2196

5 参加申込書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 「3 スケジュール(2)」のとおり
- イ 提出方法 持参または郵送
- ウ 提出先 〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号 市役所本庁舎10階
北九州市環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課 政策係

(2) 提出書類

平成28年度北九州市バイオマス有効活用検討会参加申込書

※なお、第1回平成28年度北九州市バイオマス有効活用検討会では、本市のこれまでの検討内容を説明し、今後のご参加の形の判断材料としていただきます。

6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とし、検討会に参加できません。

- (1) 提出書類に、虚偽の記載をした場合。
- (2) 「2応募資格」を満たしていないと判断した場合。
- (3) その他、不適格と北九州市が判断した場合。

7 留意事項

- (1) 参加申込書は返却しません。
- (2) 本手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定めるものとします。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

8 担当窓口

北九州市環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課 政策係

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

TEL : (093)582-2238 FAX : (093)582-2196

E-mail : kan-chiikienergy@city.kitakyushu.lg.jp